

○財務省令第四十二号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条の二第二項、第十一条第三項、第十一条の五第一項及び第二項、第十八条の四第一項第三号、第十八条の五第四項及び第五項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月九日

財務大臣 鈴木 俊一

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条 外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「預金契約」の下に「若しくは暗号資産の管理に関する契約」を、「貸借契約」の下に「若しくは暗号資産の貸借契約」を加える。

第六条の見出し中「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、同条第一項中「又は資金移動業者」を「資金移動業者」に改め、「以下同じ。」の下に「又は暗

号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）を、「為替取引」の下に「又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転」を加え、同条第二項中「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の下に「又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転」を加え、同条第三項中「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加える。

第七条第一項中「第十七条の三」の下に「及び第十七条の四」を、「係る為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「外国為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「若しくは資金移動業者」を「資金移動業者若しくは暗号資産交換業者」に改め、同条第二項中「外国為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「又は資金移動業者」を「資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改める。

第八条第一項第一号ホ及びヌ(2)中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同号ヨ中「第二号」を「第一号に掲げる行為（同条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約の締結に限る。タにおいて同じ。）及び令第十一条の五第一項第二号」に、「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同号タ中「第二号」を「第一号に掲げる行為及び第二号」に、「銀行等その他

の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第四項中「をいう」を「をいい、法第十八条の六の規定により法第十八条第一項の規定が準用される暗号資産移転取引を含む」に改める。

第八条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定（第五号に掲げる場合を除く。）は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、同項（第五号を除く。）中「銀行等又は資金移動業者」又は「銀行等」とあるのは「暗号資産交換業者」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、「預金口座」とあるのは「暗号資産の管理口座」と、「振替」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

第十一条第二項中「又は金融商品取引業者」を「金融商品取引業者又は暗号資産交換業者」に改める。

第十二条第一項第一号中「をいう。以下同じ」を「をいい、法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含む」に、「（以下）」を「（暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下）」に改め、同項第二号中「保証契約」の下に「（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約を含む。）」を加え、同項第三号中「売買契約」の下に「（法第二十条の二第三号に規定する暗号資産の売買又は他

の暗号資産との交換に関する契約を含む。」を加える。

第十二条の三第一号中「（銀行等その他の金融機関）を「（銀行等その他の金融機関等（暗号資産交換業者を除く。以下この号、次号及び第五号並びに第二十七条において同じ。））」に、「銀行等その他の金融機関及び外国金融機関」を「銀行等その他の金融機関等及び外国金融機関」に改め、同条第二号、第五号及び第七号ハ中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第十二条の四中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第十二条の六第一項第一号中「金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けること」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理を受けること（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）

ロ 金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けること

第十二条の六第一項第二号中「令第十一条の五第一項第七号に掲げる行為のうち金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること及び同項」を「前号イ及びロに掲げるもの並びに令第十一条の五第一項」に改める。

第二十七条第三号中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第二十七条の二第一項中「第六条第一項」の下に「、令第六条の二第三項若しくは令第七条の二」を加え、「支払等のうち暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）によりされるもの」を「支払等若しくは令第十一条第一項若しくは令第十一条の三第一項に規定する資本取引に係る支払等のうち暗号資産によりされるもの、当該資本取引のうち法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引又は令第十一条の五第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる行為」に改め、「すべき支払等」の下に「、取引又は行為」を、「当該支払等」の下に「、取引又は行為」を加える。

別紙様式第二中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加え、別紙様式第五中「併せて記入すること。」の次に「なお、法第 20 条の 2 の規定により資本取引とみなされる暗号資産取引についての許可の申請を行う場合には、その取引の対象となる暗号資産の数量及び本邦通貨に換算した金額（対価が金銭である場合等その財産的価値が金銭で確定されている場合にはその金銭の額）を同欄に記入すること（例：〇〇ビットコイン（BTC）、本邦通貨に換算した金額：〇〇円）。」を加え、「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産

の「証券」を加え、別紙様式第六から第十四までの様式中「又は暗号資産の売却者」を「、暗号資産の売却者又は暗号資産の換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加える。

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正)

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令(平成十年大蔵省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号へ中「(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)」を削り、同号中「を」とし、トの次に次のように加える。

「 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の暗号資産との交換が暗号資産交換業者(資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)によってされるもの

第七条第一項中「媒介、取次ぎ若しくは代理(以下「媒介等」という。)」を「媒介等」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

5 暗号資産交換業者が法第五十五条の三第一項第三号(法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。)に掲げる資本取引の媒介等(三千万円に相当する額を超える資本取引

の媒介等に限る。)をしたときは、当該暗号資産交換業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

6 前項に規定する資本取引の媒介等をした暗号資産交換業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引(当該暗号資産交換業者が媒介等をしたものに限る。)の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該暗号資産交換業者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第三十五条第一号中「第三条第二項」の下に「、第十三条第五項及び第六項」を加える。

第三十六条中「外国通貨との間」の下に「の換算」を加え、同条第二号中「第一条第二項第一号ホ」を「第一条第二項第一号ニ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十三条第五項に規定する資本取引の媒介等 当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

第三十六条の二に次の一項を加える。

2 暗号資産交換業者が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の暗号資産相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

別紙様式第三及び第四の様式中「~~本会令第一條第二項第一号ロヌ(ほん)~~」を「~~本会令第一條第二項第一号ロヌ(ほん)~~」に改める。

別紙様式第二十三及び第二十四を次のように改める。

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る 媒介等に関する報告書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名（電話番号） _____

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2 取引の種類	<input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 居住者による暗号資産の買入 2) 居住者による暗号資産の売却 3) 暗号資産と他の暗号資産との交換	
3 暗号資産の種類	<p>【暗号資産の売買】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から売買する暗号資産の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)については () 内に暗号資産の種類の具体的な名称を記入すること。)</p> <p>【暗号資産と他の暗号資産との交換】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から交換する暗号資産の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける暗号資産の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する暗号資産の番号をロの枠内に記入し、6)については () 内に暗号資産の種類の具体的な名称を記入すること。)</p>
1) ビットコイン (BTC) 2) イーサリアム (ETH) 3) リップル (XRP) 4) ビットコインキャッシュ (BCC 又は BCH) 5) ライトコイン (LTC) 6) その他 ()	
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 () <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
5 取引の実行年月日	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 日
6 取引金額	(単位：百万円) <p>【暗号資産と他の暗号資産との交換の本邦通貨への換算方法】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には () 内に具体的な換算の方法(レート)を記入すること。)</p>
1) 実勢相場 2) 月中平均レート 3) 月末レート 4) その他 ()	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に当該所在国又は地域に係る本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
- 4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
- 5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
 - (1) 暗号資産の売買
暗号資産の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 - (2) 暗号資産と他の暗号資産との交換
居住者が譲り受ける暗号資産を本邦通貨に換算した額を記入すること。暗号資産の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)～4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。
- 6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは要しない。

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る 媒介等に関する報告書（一括報告分）

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者氏名（電話番号） _____

共 通 項 目	
取引の種類	取 引 年 月

暗号資産と他の暗号資産との交換の本邦通貨への換算方法（該当分に○ 4. の場合には（ ）
内に使用した換算の方法（レート）を記入すること。）

1. 実勢相場 2. 月中平均レート 3. 月末レート 4. その他（ ）

(単位：百万円)

暗号資産の種類		非居住者の 所在地国等		取 引 金 額
イ		ロ		
コード	名称	コード	名称	

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 本報告書は、報告しようとする暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換が行われた日の属する月毎に記入すること。
- 3千万円相当額以下の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を除外して報告することが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。
- 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「取引の種類」ごとに別葉として作成すること。
- 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の取引当事者の氏名又は名称については、別途適宜の方法により管理・保存しておくこと。

【報告書裏面】

【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による暗号資産の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による暗号資産の売却		
3	暗号資産と他の暗号資産との交換		

【明細項目】

暗号資産の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン (BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム (ETH)			
3	リップル (XRP)			
4	ビットコインキャッシュ (BCC又はBCH)			
5	ライトコイン (LTC)			
6	その他			

【注1】 取引の種類

居住者による暗号資産の買入を「1」、居住者による暗号資産の売却を「2」、暗号資産と他の暗号資産との交換を「3」として記入すること。

【注2】 取引年月

年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】 暗号資産の種類

(1) 暗号資産の売買
 売買する暗号資産の種類をイ欄にのみ記入すること。
 (2) 暗号資産と他の暗号資産との交換
 居住者が譲り受ける暗号資産の種類をイ欄に、居住者が譲渡する暗号資産の種類をロ欄に記入すること。
 (注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注4】 非居住者の所在国等

取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】 取引金額

以下の取引の種類に応じた金額を記入すること（単位未満は四捨五入）。
 (1) 暗号資産の売買
 暗号資産の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 (2) 暗号資産と他の暗号資産との交換
 居住者が譲り受ける暗号資産を本邦通貨に換算した額を記入すること。暗号資産の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「暗号資産と他の暗号資産との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。「4.」の場合には、具体的な換算の方法（レート）を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下この項及び次項において「新報告省令」という。）第一条第二項第一号チ並びに第十三条第五項及び第六項の規定は、令和四年六月一日以後に行われる外国為替及び外国貿易法第五十五条第一項に規定する支払等及び新報告省令第十三条第五項に規定する資本取引について適用する。

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに新報告省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

改正案	現行
<p>（支払等の許可の申請手続等）</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 令第六条の二第二項に規定する財務大臣が定める支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、預金契約若しくは暗号資産の管理に関する契約、金銭の貸借契約若しくは暗号資産の貸借契約又は役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）に係る契約に基づいてされる支払等（当該支払等に係る支払及びその支払の受領のいずれもが本邦においてされるものに限る。）とする。</p> <p>3・4 「略」</p> <p>（銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の確認事務の実施手続）</p> <p>第六条 銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は暗号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号に掲げる支払等若しくは同条第二号に掲げる資本取引に係る支払等又は同条第三号の規定に基づく令第七条第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令</p>	<p>（支払等の許可の申請手続等）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 令第六条の二第二項に規定する財務大臣が定める支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、預金契約、金銭の貸借契約又は役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）に係る契約に基づいてされる支払等（当該支払等に係る支払及びその支払の受領のいずれもが本邦においてされるものに限る。）とする。</p> <p>3・4 「同上」</p> <p>（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続）</p> <p>第六条 銀行等又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号に掲げる支払等若しくは同条第二号に掲げる資本取引に係る支払等又は同条第三号の規定に基づく令第七条第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可</p>

に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転を行うものとする。

2 銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

「一〇七 略」

3 銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者は、前二項の規定により支払等に係る為替取引又は暗号資産の移転を行ったとき

証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。

2 銀行等又は資金移動業者は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等又は資金移動業者は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

「一〇七 同上」

3 銀行等又は資金移動業者は、前二項の規定により支払等に係る為替取引を行ったときは、同項の規定により顧客から提示を受け

は、同項の規定により顧客から提示を受けた許可証又は届出受理証の「銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記入欄」に当該支払等に係る為替取引又は暗号資産の移転を行った年月日、金額及び確認を行った者を記入の上、許可証等又は届出受理証等を当該顧客に返還するものとする。

(確認のための是正措置の手續)

第七条 財務大臣は、法第十七条の二第二項（法第十七条の三及び第十七条の四において準用する場合を含む。）の規定により法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引又は暗号資産の移転を行った銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者に対し、外国為替取引又は暗号資産の移転に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等、資金移動業者若しくは暗号資産交換業者の当該業務の内容を制限する場合には、あらかじめ、当該銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者に対する通知により、その停止を命じる業務又は制限する業務の内容を指定してするものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により外国為替取引又は暗号資産の移転に係る業務についてその全部若しくは一部を停止し、又はその業務の内容を制限した場合において、その停止をし、又は制限する必要がなくなつたと認めるときは、その停止をし、又は制限した銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者に対する通知により、速やかにその停止又は制限を解除しなければならない。

(本人確認方法)

た許可証又は届出受理証の「銀行等又は資金移動業者の記入欄」に当該支払等に係る為替取引を行った年月日、金額及び確認を行った者を記入の上、許可証等又は届出受理証等を当該顧客に返還するものとする。

(確認のための是正措置の手續)

第七条 財務大臣は、法第十七条の二第二項（法第十七条の三において準用する場合を含む。）の規定により法第十七条（法第十七条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に対し、外国為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等若しくは資金移動業者の当該業務の内容を制限する場合には、あらかじめ、当該銀行等又は資金移動業者に対する通知により、その停止を命じる業務又は制限する業務の内容を指定してするものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により外国為替取引に係る業務についてその全部若しくは一部を停止し、又はその業務の内容を制限した場合において、その停止をし、又は制限する必要がなくなつたと認めるときは、その停止をし、又は制限した銀行等又は資金移動業者に対する通知により、速やかにその停止又は制限を解除しなければならない。

(本人確認方法)

第八条 法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）

次に掲げる方法のいずれか

「イ」ニ 略」

ホ 当該顧客又は代表者等から、銀行等（資本取引に係る契約締結等行為にあつては、銀行等その他の金融機関等（法第二十条の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関等をいう。以下同じ。）とする。以下この条において同じ。）が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

「へ」リ 略」

第八条 「同上」

一 「同上」

「イ」ニ 同上」

ホ 当該顧客又は代表者等から、銀行等（資本取引に係る契約締結等行為にあつては、銀行等その他の金融機関（法第二十条の二第一項に規定する銀行等その他の金融機関をいう。以下同じ。）とする。以下この条において同じ。）が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客又は代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客又は代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所又は居所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

「へ」リ 同上」

又 次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(1) 「略」

(2) 令第十一条の五第一項第六号又は第七号に掲げる取引（銀行等その他の金融機関等が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

「ルゝカ 略」

ヨ 令第十一条の五第一項第一号に掲げる行為（同条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約の締結に限る。タにおいて同じ。）及び令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、特定の預金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金口座が開設されている銀行等その他の金融機関等（以下この号において「取扱い銀行等その他の金融機関等」という。）が当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする銀行等その他の金融機関等と取扱い銀行等その他の金融機関等が、あらかじめ、この

又 「同上」

(1) 「同上」

(2) 令第十一条の五第一項第六号又は第七号に掲げる取引（銀行等その他の金融機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

「ルゝカ 同上」

ヨ 令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、特定の預金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金口座が開設されている銀行等その他の金融機関（以下この号において「取扱い銀行等その他の金融機関」という。）が当該預金口座に係る令第十一条の五第一項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする銀行等その他の金融機関と取扱い銀行等その他の金融機関が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

タ 令第十一条の五第一項第一号に掲げる行為及び第二号から第七号までに掲げる行為のうち、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が当該クレジットカード等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第三号に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認(ヨに規定する方法によるものを除く。)を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする銀行等その他の金融機関等と当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

「二・三 略」

「2・3 略」

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの(同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。)のために当該銀行等との間で現に特定為替取引(法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいい、法第十八条の六の規定により法第十八条第一項の規定が準用される暗号資産移転取引を含む。以下同じ。)又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たっている自然人について、第一項第一号ロ、チ、リ又はルに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格の

タ 令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が当該クレジットカード等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第三号に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認(ヨに規定する方法によるものを除く。)を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする銀行等その他の金融機関と当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

「二・三 同上」

「2・3 同上」

4 銀行等は、令第七条の三に掲げるもの(同条第三号及び第七号に掲げるもの並びに第八条の七第六号から第九号までに掲げるものを除き、以下この項において「人格のない社団又は財団等を除く国等」という。)のために当該銀行等との間で現に特定為替取引(法第十八条第一項に規定する特定為替取引をいう。以下同じ。)又は資本取引に係る契約締結等行為の任に当たっている自然人について、第一項第一号ロ、チ、リ又はルに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、当該自然人の住所又は居所に代えて、当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属

ない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

〔5〕7 略〕

(口座振替の方法等により行われる特定為替取引)

第八条の二 銀行等又は資金移動業者が行う特定為替取引が、次に掲げる場合に該当するときは、当該銀行等又は資金移動業者は、当該特定為替取引について、本人確認を行うことを要しない。

〔一〕五 略〕

2) 前項の規定(第五号に掲げる場合を除く。)は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、同項(第五号を除く。)中「銀行等又は資金移動業者」又は「銀行等」とあるのは「暗号資産交換業者」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、「預金口座」とあるのは「暗号資産の管理口座」と、「振替」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

(許可を要する資本取引を指定する方法)

第十一条 令第十一条第一項ただし書に規定する財務省令で定める適切な方法は、財務省及び日本銀行において掲示する方法とする。

する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引又は行為に係る文書を送付することができる。

〔5〕7 同上〕

(口座振替の方法等により行われる特定為替取引)

第八条の二 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

(新設)

(許可を要する資本取引を指定する方法)

第十一条 〔同上〕

2 財務大臣は、前項に掲げる方法により資本取引の指定をしたときは、銀行等、金融商品取引業者又は暗号資産交換業者に対し、当該指定をした旨及び当該指定をした資本取引の内容を通知するとともに、その旨を顧客に周知すべきことを指示するものとする。

(資本取引の許可の申請手続)

第十二条 居住者が令第十一条第三項の規定に基づき財務大臣の許可を受けようとするとき又は同項の規定に基づき財務大臣の許可を受けるに際し同条第四項の規定により法第二十一条第一項及び第二項の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による許可申請書三通を、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 預金契約（法第二十条第一号に規定する預金契約をいい、法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含む。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）

別紙様式第五

二 金銭の貸借契約又は債務の保証契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引（第十一号に掲げる資本取引を除く。） 別紙様式第五

三 対外支払手段又は債権その他の売買契約（法第二十条の二第三号に規定する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関

2 財務大臣は、前項に掲げる方法により資本取引の指定をしたときは、銀行等又は金融商品取引業者に対し、当該指定をした旨及び当該指定をした資本取引の内容を通知するとともに、その旨を顧客に周知すべきことを指示するものとする。

(資本取引の許可の申請手続)

第十二条 「同上」

一 預金契約（法第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。） 別紙様式第五

二 金銭の貸借契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引（第十一号に掲げる資本取引を除く。） 別紙様式第五

三 対外支払手段又は債権その他の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引 別紙様式第五

する契約を含む。)に基づく債権の発生等に係る取引 別紙様式第五

〔四〇十二 略〕

〔2〇4 略〕

(本人確認の対象から除かれる行為)

第十二条の三 令第十一条の五第一項に規定する財務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 令第十一条の五第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる行為のうち、特定通信手段(銀行等その他の金融機関等(暗号資産交換業者を除く。以下この号、次号及び第五号並びに第二十七条において同じ。)及びこれに相当するもので外国に主たる事務所を有するもの(以下「外国金融機関」という。))の間で利用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によつて送信を行う銀行等その他の金融機関等及び外国金融機関を特定するために必要な措置が講じられているものとして財務大臣が指定するものをいう。)を利用する銀行等その他の金融機関等及び外国金融機関を顧客等(法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。)とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国金融機関との間の行為については、財務大臣が指定する国に主たる事務所を有するものとの間の行為を除く。)

二 令第十一条の五第一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる行為のうち、日本銀行が銀行等その他の金融機関等及び外

〔四〇十二 同上〕

〔2〇4 同上〕

(本人確認の対象から除かれる行為)

第十二条の三 〔同上〕

- 一 令第十一条の五第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる行為のうち、特定通信手段(銀行等その他の金融機関及びこれに相当するもので外国に主たる事務所を有するもの(以下「外国金融機関」という。))の間で利用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によつて送信を行う銀行等その他の金融機関及び外国金融機関を特定するために必要な措置が講じられているものとして財務大臣が指定するものをいう。)を利用する銀行等その他の金融機関等及び外国金融機関を顧客等(法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。)とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国金融機関との間の行為については、財務大臣が指定する国に主たる事務所を有するものとの間の行為を除く。)

二 令第十一条の五第一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる行為のうち、日本銀行が銀行等その他の金融機関等及び外国

国金融機関との間で行う外国為替の売買又は国際金融業務に係る行為

〔三・四 略〕

五 令第十一条の五第一項第四号から第六号までに掲げる行為のうち、銀行等その他の金融機関等の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六 〔略〕

七 令第十一条の五第一項第一号から第八号までに掲げる行為のうち、次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行等その他の金融機関等がその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う行為であつて、当該顧客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該行為の任に当たつていと認められるもの

〔1〕(3) 略〕

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該銀行等その他の金融機関等が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該行為の任に当たつていとすることが明らかであること。

〔八・九 略〕

（顧客等について既に本人確認を行つていることを確認する方法）

第十二条の四 令第十一条の五第二項に規定する財務省令で定める

金融機関との間で行う外国為替の売買又は国際金融業務に係る行為

〔三・四 同上〕

五 令第十一条の五第一項第四号から第六号までに掲げる行為のうち、銀行等その他の金融機関の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六 〔同上〕

七 令第十一条の五第一項第一号から第八号までに掲げる行為のうち、次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

ハ 銀行等その他の金融機関がその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う行為であつて、当該顧客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該行為の任に当たつていと認められるもの

〔1〕(3) 同上〕

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該銀行等その他の金融機関が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該行為の任に当たつていとすることが明らかであること。

〔八・九 同上〕

（顧客等について既に本人確認を行つていることを確認する方法）

第十二条の四 令第十一条の五第二項に規定する財務省令で定める

方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、顧客等が国等（令第七條の三第三号に掲げるものを除く。）である場合にあっては、法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人又は当該国等をいう。以下この条において同じ。）が本人確認記録（住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。）に記録されている顧客等と同一であることを確認する方法とする。ただし、銀行等その他の金融機関等（令第十一條の五第二項第三号から第六号までに規定する他の銀行等その他の金融機関等を含む。以下この条において同じ。）が顧客等、代表者等又は法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人と面識がある場合その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

「一・二 略」

（資本取引に係る契約締結等行為に係る本人確認記録の保存期間の起算日）

第十二條の六 法第二十二條の二第二項の規定により準用される法第十八條の三第二項に規定する財務省令で定める日は、次の各号に掲げる本人確認記録を作成した行為の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 令第十一條の五第一項第一号から第七号までに掲げる行為

（次に掲げるものを除く。） 当該行為が終了した日

方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、顧客等が国等（令第七條の三第三号に掲げるものを除く。）である場合にあっては、法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人又は当該国等をいう。以下この条において同じ。）が本人確認記録（住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。）に記録されている顧客等と同一であることを確認する方法とする。ただし、銀行等その他の金融機関等（令第十一條の五第二項第三号から第六号までに規定する他の銀行等その他の金融機関等を含む。以下この条において同じ。）が顧客等、代表者等又は法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人と面識がある場合その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

「一・二 同上」

（資本取引に係る契約締結等行為に係る本人確認記録の保存期間の起算日）

第十二條の六 「同上」

一 令第十一條の五第一項第一号から第七号までに掲げる行為

（金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委

<p>2 〔略〕</p> <p>（換算の方法）</p> <p>第二十七条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算（令及びこの省令の規定の適用を受ける取引、行為又は支払等の額について換算する場合に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 令第十一条の五第一項第八号に規定する現金、持参人払式小切手、自己宛小切手、旅行小切手又は無記名の公社債の本券若しくは利札の受払いをする行為であつて、その金額が二百万円に相当する額を超えるものうち銀行等その他の金融機関等との間で本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用</p>	<p>イ 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理を受けること（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）</p> <p>ロ 金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けること</p> <p>二 前号イ及びロに掲げるもの並びに令第十一条の五第一項第八号から第十号までに掲げる行為 当該行為が行われた日</p>
<p>（換算の方法）</p> <p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 令第十一条の五第一項第八号に規定する現金、持参人払式小切手、自己宛小切手、旅行小切手又は無記名の公社債の本券若しくは利札の受払いをする行為であつて、その金額が二百万円に相当する額を超えるものうち銀行等その他の金融機関等との間で本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用い</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>（新設）</p> <p>託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けることを除く。） 当該行為が終了した日</p> <p>（新設）</p> <p>二 令第十一条の五第一項第七号に掲げる行為のうち金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること及び同項第八号から第十号までに掲げる行為 当該行為が行われた日</p>

いて換算する方法

四 「略」

第二十七条の二 令第六条第一項、令第六条の二第三項若しくは令第七条の二に規定する支払等若しくは令第十一条第一項若しくは令第十一条の三第一項に規定する資本取引に係る支払等のうち暗号資産によりされるもの、当該資本取引のうち法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引又は令第十一条の五第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる行為であつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と暗号資産との間又は異種の暗号資産相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等、取引又は行為が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等、取引又は行為の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2 「略」

て換算する方法

四 「同上」

第二十七条の二 令第六条第一項に規定する支払等のうち暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と暗号資産との間又は異種の暗号資産相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2 「同上」

改 正 後	改 正 前
<p>（報告を要しない支払等の範囲）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。</p> <p>一 居住者 次に掲げる支払等</p> <p>「イ」ホ 略</p> <p>へ 支払手段及び暗号資産以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）</p> <p>ト 「略」</p> <p>チ 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の暗号資産との交換が暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によってされるもの</p> <p>リ 「略」</p> <p>「二」六 略</p> <p>（資本取引を一括して報告する者の帳簿書類）</p> <p>第七条 銀行等、金融商品取引業者及び届出者が、法第五十五条の</p>	<p>（報告を要しない支払等の範囲）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ホ 同上</p> <p>へ 支払手段及び暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）</p> <p>ト 「同上」</p> <p>「新設」</p> <p>チ 「同上」</p> <p>リ 「同上」</p> <p>「二」六 同上</p> <p>（資本取引を一括して報告する者の帳簿書類）</p> <p>第七条 銀行等、金融商品取引業者及び届出者が、法第五十五条の</p>

三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介等をした資本取引（同条第一項第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。）について一括して報告をしたときは、当該銀行等、金融商品取引業者及び届出者は、令第十八条の五第七項の規定に基づき、当該報告をした日から一月以内に、法第五十五条の三第五項に定める帳簿書類を作成しなければならない。

2
〔略〕

（資本取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する報告）

第十三条 〔略〕

〔2〕4 略

5| 暗号資産交換業者が法第五十五条の三第一項第三号（法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。）に掲げる資本取引の媒介等（三千万円に相当する額を超える資本取引の媒介等に限る。）をしたときは、当該暗号資産交換業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

6| 前項に規定する資本取引の媒介等をした暗号資産交換業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引（当該暗号資産交換業者が媒介等をしたものに限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該暗号資産交換業者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通

三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「媒介等」という。）をした資本取引（同条第一項第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。）について一括して報告をしたときは、当該銀行等、金融商品取引業者及び届出者は、令第十八条の五第七項の規定に基づき、当該報告をした日から一月以内に、法第五十五条の三第五項に定める帳簿書類を作成しなければならない。

2
〔同上〕

（資本取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する報告）

第十三条 〔同上〕

〔2〕4 同上

〔新設〕

〔新設〕

を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(報告書作成上の換算等)

第三十五条 「略」

一 第二条第二項、第三条第二項、第十三条第五項及び第六項、第十四条第一項第三号及び第五項、第十四条の二第一項第三号、第十四条の三第一項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告 当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

〔二・三 略〕

第三十六条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算(この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。)に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 「略」

二 第一条第二項第一号ニかつコ書きに規定する支払等 当該支払等をした日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二の二 第十三条第五項に規定する資本取引の媒介等 当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

(報告書作成上の換算等)

第三十五条 「同上」

一 第二条第二項、第三条第二項、第十四条第一項第三号及び第五項、第十四条の二第一項第三号、第十四条の三第一項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告 当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

〔二・三 同上〕

第三十六条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算(この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。)に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 「同上」

二 第一条第二項第一号ホかつコ書きに規定する支払等 当該支払等をした日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

〔新設〕

三・四 「略」

第三十六条の二 「略」

2| 暗号資産交換業者が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の暗号資産相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

三・四 「同上」

第三十六条の二 「同上」

「新設」